

◇ ハートラインあゆみが実施する障がい福祉サービス事業 ◇

◇障害者相談支援事業（厚木市・愛川町・清川村）

【事業の内容】

- 1 相談支援専門員・精神保健福祉士による専門的な相談
- 2 障がい福祉サービス利用の計画作成・調整等
- 3 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

◇地域活動支援センター（厚木市）

【事業の内容】

- 1 生産活動（軽作業等）・・・短時間の工賃作業や自主製品の製造等
- 2 生活支援プログラム・・・趣味や創作活動・レクリエーション等、生活相談支援
- 3 地域交流事業・・・地域活動への参加交流活動
- 4 フリースペース「双葉亭」

日時：第3土曜日 13:00～19:00 場所：ハートラインあゆみ

※ ハートラインあゆみでは就労継続支援B型・相談支援・地域活動支援センターの3事業を実施して複合的に地域生活を支援していきます。

特定非営利活動法人ハートラインあゆみ

（就労継続支援B型・相談支援事業・地域活動支援センター）

〒243-0018 厚木市中町4-6-11 山口ビル201

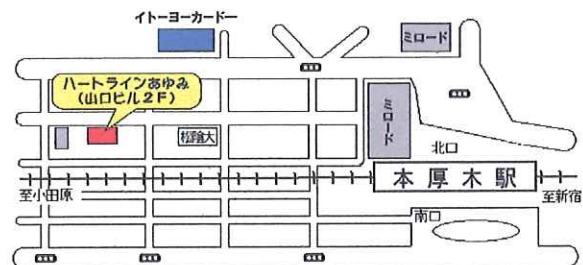
TEL：046-259-5712（代表） 046-259-5713（相談）

FAX：046-259-5714

Eメール：heartline@earth.ocn.ne.jp

ホームページ：http://heartline.sakura.ne.jp/

本厚木駅より徒歩約5分



## 就労継続支援B型

# ハートラインあゆみ

「働きたい！」 気持ちを応援します。



特定非営利活動法人ハートラインあゆみ

# 就労継続支援 B 型 事業の概要

事業者番号 1412901017

## 【支援の方針】

利用者が自立した日常生活・社会生活を送れるように就労、生産活動や社会参加の機会の提供を通じて、必要な知識や能力の向上のための訓練、支援を行ってまいります。また事業の実施にあたっては、利用者のお気持ちを尊重してサービスの提供にあたってまいります。さらに、地域との結びつきを重視し、行政・医療・障害福祉サービス事業所・その他関係機関団体との連携に努め、関係法令等を尊重してまいります。

## 【作業内容・提供サービス】

- 1 工賃を伴った作業の提供
- 2 就労や社会生活に必要な知識や能力の習得
- 3 一般企業内での実習や施設外での就労の機会の提供
- 4 ハローワーク等との連携、履歴書の書き方や面接の受け方の助言等の求職支援
- 5 就労先の企業との調整や相談
- 6 日常生活上の相談・支援
- 7 レクリエーション・スポーツなどの余暇活動

## 【開所日・時間】

月～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 9：00～16：00

毎月第3土曜日 9：00～12：00

※利用の曜日や日数、時間等は職員との面接において決めてまいります。

9:00	9:15	9:20	10:30	10:45	12:00	13:00	14:15	14:30	15:30	16:00
準備	朝礼	作業	休憩	作業	昼休み	作業	休憩	作業	作業	終礼 掃除

## 【利用定員】

20名（主に精神障がい当事者 18歳未満の者を除く）

## 【職員】

- 1 管理者・・・職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
- 2 サービス管理責任者・・・個別支援計画の作成を行うほか、利用者の状態等の把握し、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導、助言等を行います。
- 3 職業指導員・・・適切な就労支援の提供等を行います。
- 4 生活支援員・・・日常生活上の支援、相談等を行います。

## 【利用対象者】

- 1 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療受給者（精神科通院）、または精神科に通院されている方
- 2 服薬管理ができています
- 3 活動の趣旨に同意して参加される方

## 【利用方法】

- 1 ご利用の際にはお住まいの市町村のサービス支給決定が必要です。
- 2 初回利用時及び登録更新時には、利用対象であることを証明する手帳・受給者証・通院を証明する書類等の提示が必要です。
- 3 利用までの流れ  
①利用のご相談 → ②見学 → ③体験利用（5回程度） → ④市町村への申請 →  
→ ⑤認定調査（利用計画作成） → ⑥サービス支給決定 → ⑦利用開始

# 施設内のご案内



## 【訓練・作業室】

15人程度が作業できるスペースがあります。一日5～6時間程度の作業を行います。



## 【多目的室】

パソコンや調理器具の設備があり、生活支援やその他活動をするスペースです。



## 【休憩室】

畳の部屋で横になったり、テレビを観たりくつろげるスペースです。地域の情報コーナーもあります。



## 【相談室】

利用についての相談や個々の生活の相談ができるスペースです。精神保健福祉士や相談支援専門員を配置しています。

## ◇利用料金について◇

原則はサービスの提供に要した費用の1割負担ですが、生活保護受給世帯と市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は月ごとの利用者負担に上限が設けられています。

区分	世帯の所得などの状況	負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得1	市民税非課税世帯	サービスを利用する本人の年収が80万円以下	0円
		その他	0円
低所得2	市民税課税世帯	市民税所得割額が16万円未満	9,300円
		その他	37,200円